

平成31年2月27日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第41号

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、災害援護資金の貸付けに係る利率、償還方法、保証人の要件等が見直されたことから、これら法令の改正に基づいて必要な規定を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年水海道市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条まで」を「第11条まで」に改める。

附則第2項中「。以下「平成23年特別令」という。」、 「及び第14条」、 「、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」と」、 「及び保証人」及び「及び平成23年特別令第14条第7項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第42号

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市長の直近下位の内部組織として、新たにアグリサイエンスバレー推進チームを設置するとともに、各部等において所掌する事務の見直しを図り、その移管に係る改正を行うほか、関係する条例中の部及び課の名称を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例

(常総市行政組織条例の一部改正)

第1条 常総市行政組織条例(昭和53年水海道市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により」を「規定に基づき」に改め、「分掌させるため」の次に「の内部組織として」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 産業振興部

第1条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、部等に属さない内部組織として、アグリサイエンスバレー推進チームを置く。

第2条各号列記以外の部分中「部等」を「前条に規定する内部組織」に改め、同条第1号ア中「特に重要な事項の調査及び政策立案並びに」を「政策の立案及び」に改め、同号エ中「特別職の連絡調整」を「行政経営」に改め、同号オ中「情報政策」を「市民協働の推進」に改め、同条第2号ア中「行政経営」を「情報政策」に改め、同条第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号エ中「除く。）」の次に「及び徴収」を加え、同号エを同号ウとし、同号オを削り、同号カ中「同和対策」の次に「及び隣保事業」を加え、同号カを同号エとし、その次に次のように加える。

オ 男女共同参画に関すること。

カ 支所に関すること。

第2条第3号キを削り、同条第4号コ中「推進」を「健康増進」に改め、同条第5号中「経済環境部」を「産業振興部」に改め、同条第6号ア中「土木」を「道路及び河川」に改め、同号ウ中「公営住宅」を「住宅」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) アグリサイエンスバレー推進チーム

ア 常総インターチェンジ周辺整備事業に関すること。

イ 常総インターチェンジ周辺土地利用計画の調整に関すること。

ウ 常総インターチェンジ周辺整備事業に係る道の駅の整備に関すること。

(常総市福祉事務所設置条例の一部改正)

第2条 常総市福祉事務所設置条例（昭和35年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高齢福祉課」を「幸せ長寿課」に改める。

（常総市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第3条 常総市特別職報酬等審議会条例（昭和39年水海道市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部人事課」を「職員の給与を所管する課」に改める。

（常総市行政改革懇談会設置条例の一部改正）

第4条 常総市行政改革懇談会設置条例（平成17年水海道市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部行政経営課」を「行政改革を所管する課」に改める。

（常総市公共事業再評価委員会設置条例の一部改正）

第5条 常総市公共事業再評価委員会設置条例（平成17年水海道市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部行政経営課」を「行政改革を所管する課」に改める。

（常総市補助金等検討委員会設置条例の一部改正）

第6条 常総市補助金等検討委員会設置条例（平成20年常総市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部行政経営課」を「行政改革を所管する課」に改める。

（常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例の一部改正）

第7条 常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例（平成27年常総市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部行政経営課」を「重要な政策の立案及び推進を所管する課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第43号

常総市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、学校教育法が改正され、条項が移動したことに伴い、規定中で引用する同法の条項番号を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年常総市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第9条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第7号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第44号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、労働安全衛生法の規定に基づいて委嘱する産業医について、その報酬額を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

市嘱託医	日額	20,000円	一般職
------	----	---------	-----

」を

「

産業医	日額	30,000円	一般職
市嘱託医	日額	20,000円	一般職

」に改める。

別表第4 産業医の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第45号

常総市敬老祝金の給付に関する条例を廃止する条例について

常総市敬老祝金の給付に関する条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、高齢者人口の増加等による社会情勢の変化に鑑み、各種の敬老事業の見直しを図ることにより、高齢者の自立した生活を支援する介護予防事業の一層の充実が望まれることから、今年度をもって敬老祝金の給付事業を終了することとし、その給付に関する条例を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市敬老祝金の給付に関する条例を廃止する条例

常総市敬老祝金の給付に関する条例（平成3年水海道市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第46号

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、児童クラブについて、開所時間の延長等の事業拡充に伴い、利用者に適正な負担を求める必要があると認められることから、新たに使用料を徴収することとし、その額、減免事由等を定める改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成27年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条第2号中「承認」を「許可等」に改め、同条を第13条とする。

第9条第3項中「第5条から第7条まで」を「第4条、第5条及び第7条から第9条まで」に、「これら」を「第4条第1項ただし書及び第5条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条第2項及び第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の額及び徴収）

第10条 第7条第1項の規定による許可に係る児童が児童クラブを利用したときは、当該児童の保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、第1号に掲げる場合において、当該月に児童が利用した日数が11日未満のときの使用料は、同号に定める額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 月を単位として利用した場合（土曜日の利用を除く。） 1月につき3,000円（8月にあつては、4,500円）
- (2) 次に掲げる期間を単位として利用した場合（土曜日の利用を除く。） 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに掲げる額
 - ア 学年始休業日（常総市学校管理規則（昭和48年水海道市教育委員会規則第2号。以下「教委規則」という。）第3条第1項第5号の学年始休業日をいう。） 1,000円
 - イ 夏季休業日（教委規則第3条第1項第6号の夏季休業日（7月21日から7月31日までの日に限る。）をいう。） 2,000円
 - ウ 冬季休業日（教委規則第3条第1項第7号の冬季休業日をいう。） 1,500円
 - エ 学年末休業日（教委規則第3条第1項第8号の学年末休業日をいう。） 1,000円
- (3) 土曜日に利用した場合 1日につき300円

2 前項の場合において、第7条第1項の規定による許可に係る児童が同一世帯に2人以上いるときの2人目以降の児童に係る使用料は、前項各号に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 2人目の児童 2分の1
- (2) 3人目以降の児童 零

3 使用料の徴収方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 保護者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている世帯であるとき 免除
- (2) 保護者の属する世帯が市町村民税非課税世帯（児童クラブを利用した月の属する年度の前年度分の市町村民税が非課税である世帯をいう。）であるとき 5割減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由によって使用料を納付することが困難であると市長が認めるとき 免除又は減額

第8条を削る。

第7条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「承認」を「許可」に改め、同項第1号中「第4条」を「第6条」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「承認」を「許可」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

- (3) 正当な理由がなく次条に規定する使用料を2月以上滞納したとき。

第6条の見出し中「不承認」を「不許可」に改め、同条中「利用の承認をしない」を「利用を許可しない」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「承認等」を「許可等」に改め、同条第1項中「申し込み、その承認」を「申請し、その許可」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(休所日)

第4条 児童クラブの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 8月13日から8月16日までの日
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（第2号に掲げる日を除く。）
- 2 前項各号に掲げる日のほか、市長が別に指定する児童クラブは、土曜日（隔週等の場合を含む。）を休所日とする。

（開所時間）

第5条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（第3号に掲げる日を除く。） 小学校の授業終了後から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時から午後1時まで
- (3) 小学校の休業日（前条各号に掲げる休所日及び前号に掲げる日を除く。）
午前7時から午後7時まで

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第47号

指定管理者の指定事項の変更について

次のとおり指定管理者の指定事項を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 公の施設の名称

- (1) 変更前 常総市児童クラブ（水海道小児童クラブ，三妻児童クラブ，大花羽小児童クラブ，豊岡小児童クラブ，絹西小児童クラブ，菅生小児童クラブ，岡田小児童クラブ，石下小児童クラブ，豊田小児童クラブ，飯沼小児童クラブ）
- (2) 変更後 常総市児童クラブ（水海道小児童クラブ，三妻児童クラブ，大花羽小児童クラブ，豊岡小児童クラブ，絹西小児童クラブ，菅生小児童クラブ，岡田小児童クラブ，玉小児童クラブ，石下小児童クラブ，豊田小児童クラブ，飯沼小児童クラブ）

提案理由

本案は，新設する玉小児童クラブについて，市内の児童クラブの指定管理者である株式会社明日葉を指定管理者として指定した上で，その管理を行わせることとし，平成28年11月定例会議において議決を経た指定管理者の指定に係る公の施設の名称を変更するため，これを提出する。

議案第48号

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、重度の心身障害者のうち、医療福祉費の支給の対象とならない精神障害者保健福祉手帳の所持者について、新たに助成の対象に加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水海道市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当するもの

別表第4項中「（同法第82条において準用する同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第49号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、社会体育施設として三坂町に設置する三妻プールについて、経年劣化による老朽化が著しいことからこれを廃止することとし、別表に掲げる当該施設の規定を削るため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「別表第2」の次に「又は別表第3」を加える。

別表第1中三妻プールの項を削る。

別表第2中

きぬ温水プール	大人（高校生以上）	400	400
	小人（小・中学生）	200	200
	幼児（小学生未満）	無料	無料
三妻プール		無料	無料

を

きぬ温水プール	大人（高校生以上）	400	400
	小人（小・中学生）	200	200
	幼児（小学生未満）	無料	無料

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5号中「運動公園」を「社会体育施設」に改め、同表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

議案第50号

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例について

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、吉野公園の釣り場について、利用者に適正な負担を求める必要があると認められることから、市内に住所を有する70歳以上の者について入漁券による利用に改めるほか、休園日の規定の追加等必要な改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例

常総市吉野公園条例（昭和44年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を第14条とする。

第9条中「第6条第1項又は」を「（昭和44年水海道市条例第1号）第7条第1項又は」に、「第6条第1項各号」を「第7条第1項各号」に、「第4条」を「第13条において準用する第5条又は同条例第5条」に、「第4条各号」を「第5条各号」に改め、「第2項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」とあるのは「」の次に「常総市吉野公園条例第13条において準用する」を加え、同条を第13条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第6条、第8条及び第9条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第12条 既に納入された使用料は、返還しない。

第8条の見出し中「徴収等」を「徴収」に改め、同条第1項中「第5条、第7条及び前条」を「第6条及び前2条」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第10条とする。

第7条の2を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項第1号中「行商」を「物品の販売」に改め、同項第3号中「つり大会」を「釣り大会」に改め、同条を第7条とする。

第5条ただし書中「並びに市内に住所を有する70歳以上の者」を削り、同条を第6条とする。

第4条中「第9条」を「第13条」に、「第5条」を「第5条各号」に改め、同条ただし書中「受けたもの」を「受けたとき」に改め、同条第1号中「さおづり（リールづり、吸込みづり及びひっかけづり）」を「さお釣り（リール釣り、吸込み釣り及びひっかけ釣り）」に改め、同条第2号中「つりあげた」を「釣り上げた」に改め、同条第3号中「つり」を「釣り」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「公園施設を」を「公園の施設のうち」に改め、同条第3項中「有料公園施設」を「有料公園施設の」に改め、同条を第4条とし、第2条の次

に次の1条を加える。

(休園日等)

第3条 公園の休園日は、木曜日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときを除く。）とする。

2 公園の開園時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 4月から9月 午前5時30分から午後4時30分まで

(2) 10月から3月 午前6時30分から午後3時30分まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休園日に開園し、若しくは臨時に休園し、又は開園時間を変更することができる。

別表第1中「（第3条、第5条、第8条関係）」を「（第4条、第6条、第10条関係）」に改め、同表つり場の部中「つり場」を「釣り場」に改め、同表備考第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する70歳以上の者が入漁する場合は、入漁（半日）券又は入漁（回数）券1枚とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

行為の内容	単位	金額
第7条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	520円
第7条第1項第2号に掲げる行為	1時間につき	5,000円
第7条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	2円

別表第3中「（第7条の2関係）」を「（第9条関係）」に改め、同表レストハウス及び附属建物の項中「レストハウス及び」を削る。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。